

「富士見市印鑑条例の一部を改正する条例」の要旨

1 制定趣旨

旧氏併記に係る住民票への記載事項を定めた、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年4月17日に公布され令和元年11月5日施行となることを受け、印鑑登録手続きに対しても、旧氏併記を規定する必要があるため、富士見市印鑑条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 第3条（登録資格）

- ・ 第1項中の文言の整理をする。

(2) 第5条（登録申請者の本人確認等）

- ・ 第3項各号列記以外の部分、第1号の文言の整理をする。

(3) 第7条（登録印鑑の制限）

- ・ 第1項第1号、第2号にそれぞれ**旧氏を追加**し、第1号、第6号の文言の整理をする。
- ・ 第2項中の「記録」を「記載」に改め、磁気ディスクによる記録を追加する。

(4) 第8条（印鑑登録原票）

- ・ 第1項第4号の氏名を**旧氏に対応するよう追加**する。
- ・ 第1項第7号の文言の整理をする。
- ・ 第2項中の磁気ディスクによる記録について文言を改めて整理する。

(5) 第12条（印鑑登録原票登録事項の職権修正）

- ・ 第12条中の「住民基本台帳法」を「法」に改める。

(6) 第15条（印鑑登録の抹消）

- ・ 第1項第5号の氏の次に**旧氏を追加**する。

(7) 第17条（印鑑登録証明書）

- ・ 第1号の氏の次に**旧氏と当該旧氏を追加**する。

- ・ 第4号の「記録」を「記載」に改め、文言の整理をする。
- (8) 第22条（閲覧の制限）
- ・ 第22条中の文言の整理をする

3 施行日

令和元年11月5日

富士見市印鑑条例（昭和49年条例第37号）新旧対照表

新	旧
<p>(登録資格)</p> <p>第3条 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者は、一人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録申請者の本人確認等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の方法による本人確認を要しない。</u></p> <p>(1) 官公署が発行した免許証、許可証、身分証明書又は資格証明書であって本人の写真が<u>貼り付けられたもの</u>の提示があったとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第7条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（同令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若し</u></p>	<p>(登録資格)</p> <p>第3条 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）により _____ 記録されている者は、一人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録申請者の本人確認等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、本人確認については、次に掲げる方法のいずれかによっても行うことができる。</u></p> <p>(1) 官公署が発行した免許証、許可証、身分証明書又は資格証明書であって本人の写真が<u>貼り付けた _____</u> ものの提示があったとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第7条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称 <u>（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名 _____</u> 若し</p>

くは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

(3) ~ (5) (略)

(6) その他登録を受けようとする印鑑として適当でないと市長が認めたもの

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第8条 市長は、印鑑登録原票を備え、第6条の規定により印鑑の登録を行う場合は、印鑑の登録を受けるべき者について、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録する。

(1) ~ (3) (略)

(4) 氏名（住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

(5) ・ (6) (略)

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に

くは通称の一部を組みあわせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名 又は通称以外の事項を表しているもの

(3) ~ (5) (略)

(6) その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている

氏名の片仮名表記又はその一部を組みあわせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第8条 市長は、印鑑登録原票を備え、第6条の規定により印鑑の登録を行う場合は、印鑑の登録を受けるべき者について、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録する。

(1) ~ (3) (略)

(4) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては、氏名及び通称）

(5) ・ (6) (略)

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に

記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

2 前項の印鑑登録原票については、磁気ディスク _____

_____に記録することをもって調製することができる。

(印鑑登録原票登録事項の職権修正)

第12条 市長は、法 _____に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、第15条の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正しなければならない。

(印鑑登録の抹消)

第15条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 氏名、氏 (氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。) 又は名 (外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。) の変更 (登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。) により登録している印鑑が第7条第1項第1号に該当することとなったとき。

(6)・(7) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書)

第17条 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録し

記録されている 氏名の片仮名表記又はその一部を組みあわせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

2 前項の印鑑登録原票については、磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。) に記録することをもって調製することができる。

(印鑑登録原票登録事項の職権修正)

第12条 市長は、住民基本台帳法に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、第15条の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正しなければならない。

(印鑑登録の抹消)

第15条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 氏名、氏 _____ 又は名 (外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。) の変更 (登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。) により登録している印鑑が第7条第1項第1号に該当することとなったとき。

(6)・(7) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書)

第17条 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録し

である印影の写し（磁気ディスクに記録したものに係る出力装置からの出力を含む。）について市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名（住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

(2)・(3) (略)

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

(閲覧の制限)

第22条 市長は、法令の規定により閲覧の請求があった場合を除き、印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

である印影の写し（磁気ディスクに記録したものに係る出力装置からの出力を含む。）について市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）

(2)・(3) (略)

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

(閲覧の制限)

第22条 市長は _____、
印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。